

地方税法附則第15条（適用期限のある公益事業等に対する課税標準額の特例）

秩父市税条例のわがまち特例（R5年4月1日施行）

令和5年4月1日再編

法附則第15条					秩父市		条例附則10条の2		対象資産
改正前 項番号	改正後 項番号	特例内容	特例率	期 限	改正前 割合	改正後 割合	改正前 項番号	改正後 項番号	
2①	改正なし	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）	1/2を参酌して 1/3～2/3	R2年4月1日～R6 年3月31日	1/2	改正なし	1項	改正なし	×
2⑤	改正なし	下水道除害施設	4/5を参酌して 7/10～9/10	R2年4月1日～R6 年3月31日	2/3	4/5	2項	改正なし	×
15	14	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・（秩父市は該当地域外） 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・（秩父市は該当地域外）	3/5を参酌して 1/2～7/10 1/2を参酌して 2/5～3/5	R5年4月1日～ R8.3.31	3/5 1/2	改正なし 改正なし	3項	改正なし	×
26①イ	25①イ	特定再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電設備(1,000kw未満)	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～R6 年3月31日	2/3	改正なし	4項	改正なし	×
26①ロ	25①ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 風力発電設備(20kw以上)	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～R6 年3月31日	2/3	改正なし	5項	改正なし	×
26①ハ	25①ハ	特定再生可能エネルギー発電施設 地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～R6 年3月31日	2/3	改正なし	6項	改正なし	×
26①ニ	25①ニ	特定再生可能エネルギー発電施設 バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満)	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～R6 年3月31日	2/3	改正なし	7項	改正なし	×
26②イ	25②イ	特定再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電設備(1,000kw以上)	3/4を参酌して 7/12～11/12	H30年4月1日～令 和6年3月31日	3/4	改正なし	8項	改正なし	×
26②ロ	25②ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 風力発電設備(20kw未満)	3/4を参酌して 7/12～11/12	R2年4月1日～R6 年3月31日	3/4	改正なし	9項	改正なし	×
26②ハ	25②ハ	特定再生可能エネルギー発電施設 水力発電設備(5,000kw以上)	3/4を参酌して 7/12～11/12	R2年4月1日～R6 年3月31日	3/4	改正なし	10項	改正なし	×
26③イ	25③イ	特定再生可能エネルギー発電施設 水力発電設備(5,000kw未満)	1/2を参酌して 1/3～2/3	R2年4月1日～R6 年3月31日	1/2	改正なし	11項	改正なし	×
26③ロ	25③ロ	特定再生可能エネルギー発電施設 地熱発電設備(1,000kw以上)	1/2を参酌して 1/3～2/3	R2年4月1日～R6 年3月31日	1/2	改正なし	12項	改正なし	×
26③ハ	25③ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備(10,000kw未満)	1/2を参酌して 1/3～2/3	R2年4月1日～R6 年3月31日	1/2	改正なし	13項	改正なし	×
29	28	水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備（秩父市は該当地域外）	2/3を参酌して 1/2～5/6	H29年4月1日～R8 年3月31日	2/3	改正なし	14項	改正なし	×
33	32	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税	1/2を参酌して 1/3～2/3	H29年4月1日～R6 年3月31日	1/2	改正なし	15項	改正なし	×
34	33	都市緑地法の規定に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌して 1/2～5/6	H29年4月1日～R7 年3月31日	2/3	改正なし	16項	改正なし	×
39	38	水防法に規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～R8 年3月31日	2/3	改正なし	17項	改正なし	×

43	42	特定都市河川浸水被害対策法・下水道法に基づき都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設	1/3を参酌して 1/6～1/2	R3年4月1日～R6 年3月31日	1/3	改正なし	18項	改正なし	×
44	43	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	1/3を参酌して 1/6～1/2	R4年4月1日～R7 年3月31日	3/4	改正なし	19項	改正なし	×
15条の8 第2項	改正なし	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3を参酌して 1/2～5/6 税額減額	H27年4月1日～ 令和7年3月31日	2/3	改正なし	19項	20項	○
15条の9 の3 第3 項	新規	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置	1/3を参酌して 1/6～1/2	R5年4月1日～R7 年3月31日	1/3	新規	—	21項	○
64条	終了	生産性向上特別措置法で規定する認定先端設備等導入計画により取得した先端設備等に該当する特例対象資産	改正なし	令和2年4月30日 ～令和5年3月31 日	零	改正なし	21項	—	○
15条第 45項	新規	中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置	①1/2(3年間) ②1/3(5年間) 1/3(4年間) ③…賃上なし ④…賃上あり	①R5年4月1日～ R7年3月31日 ②R5年4月1日～ R6年3月31日 R6年4月1日～ R7年3月31日	①1/2(3年間) ②1/3(5年間) 1/3(4年間) ③…賃上なし ④…賃上あり	—	—	—	○

地方税法第349条の3（市税条例第61条の2）

法第349条の3		特例内容	特例率	期限	秩父市		条例第61条の2		対象 資産
改正前 項番号	改正後 項番号				改正前	改正後	改正前 項番号	改正後 項番号	
28	27	家庭内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	平成29年4月1日 以降	1/2	改正なし	1項	改正なし	×
29	28	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	平成29年4月1日 以降	1/2	改正なし	2項	改正なし	×
30	29	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	平成29年4月1日 以降	1/2	改正なし	3項	改正なし	×

H29年度からは都市計画税でも運用する。（法第702条第2項 都市計画税条例第2条3項）